

育成医療のご案内

育成医療は18歳未満の身体に障がいのあるお子さん又はそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患のあるお子さんで、手術等の治療によって確実な治療効果が期待できる方に、指定医療機関において受けた医療費の一部を助成する制度です。

この育成医療の申請窓口が4月1日より鳥取県から**役場福祉課**に変更になりました。

◎対象者

保護者が岩美町内に住所を有する18歳未満の児童

◎対象となる疾患

- ・ 肢体不自由
- ・ 腎臓機能障害
- ・ 視覚障害
- ・ 小腸機能障害
- ・ 聴覚、平衡機能障害
- ・ 肝臓機能障害
- ・ 音声、言語、そしゃく機能障害
- ・ その他の内臓障害（内科的治療のみは対象外）

- ・ 心臓機能障害
- ・ 免疫機能障害

◎自己負担額について

育成医療が認定されると、医療費の原則1割が自己負担となります。ただし、所得状況等に応じて、月額自己負担上限額が設定されます。

また、市町村民税が一定額以上の場合には、対象外となる場合があります。

◎申請にあたっての注意点

- ・ 事前申請が原則です。必ず治療開始予定日前に申請してください。

治療開始予定日より遅れて申請された場合には、治療開始予定日から支給が受けられないこともあります。育成医療が受けられるのは、指定医療機関に限られます。

申請・問い合わせ先

福祉課

☎73-1333

平成25年4月から

未熟児養育医療の申請窓口が県から町に変わります!!

○未熟児養育医療とは

未熟児で入院養育が必要と認められた場合は医療費の一部が助成されます。

○申請窓口

4月から岩美町役場住民生活課になります。

お間違えのないようご注意ください

問い合わせ先

住民生活課 ☎73-1415

平成25年4月から開始

子育て短期支援事業のおしらせ

保護者が病気や仕事などの都合によりお子さんを一時的に保育できなくなり、家族や知り合いの援助も受けられない場合に、施設でお預かりする事業を行います。

ショートステイ（短期預かり）事業

宿泊を含めてお預かりします。

トワイライトステイ（夜間預かり）事業

夜間（17時～22時）や休日（8時～22時）にお預かりします。

上記の事業は、鳥取子ども学園（鳥取市立川町）で実施します。

また、利用料は所得に応じてご負担いただきます。

申請・問い合わせ先

住民生活課 ☎73-1415